公安委員会 マイナンバーカードと運転免許証の一体化及 令和6年11月7日報告資料 びこれに伴う手数料・規則等の改正について 免許管理課・免許試験課

## 1 マイナンバーカードと運転免許証の一体化(以下「マイナー体化」という。)

- (1) 根拠法令 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)
- (2) マイナ免許証の新設
- (3) 運転免許の保有形態
- (4) マイナー体化のメリット
- (5) 運用開始日 令和7年3月24日~(予定)
- (6) 運用の変更

## 2 手数料の改定

(1) 改定理由

道路交通法に基づく手数料の徴収について、運転免許に関する標準額等を定めた道路交通法施行令の一部が改正されること等に伴い、鹿児島県公安委員会が行う運転免許の事務に係る手数料額の一部を改定するもの

- (2) 根拠法令等
  - ア 道路交通法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う整備等及び経過措置に関する政令案(令和6年11月公布予定)
  - イ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- (3) 手数料の内容
  - ア 特定免許情報記録手数料
  - イ 免許証等更新手数料
  - ウ オンライン講習手数料
  - 工 運転経歴情報記録手数料

## 3 公安委員会規則等の改正

- (1) マイナ免許証新設に伴う規定の整備
- (2) オンライン講習新設に伴う規定の整備
- (3) その他運転経歴情報記録、免許証保管の廃止等に伴う規定の整備
- (4) 各種申請書類の様式変更